

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

### 旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。	(給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。
(略)	(略)
(時間給及び日給) 第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。	(時間給及び日給) 第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年10月1日から施行する。</u>	

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			1,010	1,023	1,037
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	1,015	1,054	1,092
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,131	1,170	1,208
9.00		7.00		5.00		1,200	1,238	1,276

(略)

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員						
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
中学卒		高校卒				
以上	未満	以上	未満			
0.00	6.00			1,010	1,027	1,044
		0.00	4.00	1,036	1,070	1,105
6.00	9.00	4.00	6.00	1,069	1,104	1,138
9.00	13.00	6.00	10.00	1,175	1,217	1,260
13.00	17.00	10.00	14.00	1,244	1,287	1,329
17.00	14.00	14.00	21.00	1,292	1,335	1,378
24.00		21.00		1,352	1,395	1,438

(略)

【改正理由】

令和6年度の地域別賃金改定対応のため，所要の改正を行う。

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			961	999	1,037
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	1,015	1,054	1,092
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,131	1,170	1,208
9.00		7.00		5.00		1,200	1,238	1,276

(略)

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員						
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
中学卒		高校卒				
以上	未満	以上	未満			
0.00	6.00			975	1,009	1,044
		0.00	4.00	1,036	1,070	1,105
6.00	9.00	4.00	6.00	1,069	1,104	1,138
9.00	13.00	6.00	10.00	1,175	1,217	1,260
13.00	17.00	10.00	14.00	1,244	1,287	1,329
17.00	14.00	14.00	21.00	1,292	1,335	1,378
24.00		21.00		1,352	1,395	1,438

(略)